

公 告

平成27年3月5日

周南市人口ビジョン・総合戦略策定に関する調査・分析業務委託に係る公募型プロポーザルの手続を以下のとおり開始しますので公告します。

周南市長 木 村 健 一 郎



1 プロポーザルの名称及び方法

(1) プロポーザルの名称

周南市人口ビジョン・総合戦略策定に関する調査・分析業務委託に係る公募型
プロポーザル

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

2 業務の概要

(1) 業務名

周南市人口ビジョン・総合戦略策定に関する調査・分析業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、周南市人口ビジョン及び総合戦略策定に向けて、本市の人口動態、
経済情勢等を分析した上で、将来における目標を設定し、その実現に向けて必要
な方策を検討するために実施するものである。

(3) 業務内容

周南市人口ビジョン及び総合戦略策定に向けた調査・分析業務を行うとともに、
人口ビジョン・総合戦略の作成に係る助言、提案等を行う。

(4) 履行期間

契約締結の日から平成28年1月31日まで

3 担当課

周南市 企画総務部 政策企画課 企画担当

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8478 (直通)

ファクス番号 0834-22-8397 (直通)

電子メール kikaku@city.shunan.lg.jp

4 参加資格

次の(1)～(6)に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 参加表明書の提出日時点で、平成26・27年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）の、（大分類）4調査・研究（設計関係を除く）の（小分類）1調査・分析に登録されていること。
- (2) 参加表明書の提出時点で、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は、第644号の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規程に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (5) 本業務と同様あるいは類似した業務実績を有することとし、地域産業連関表の作成・分析を行った業務実績1件以上を有すること。

5 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

- (1) プロポーザル実施説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

平成27年3月5日（木）から平成27年3月13日（金）まで
直接交付による場合の交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

周南市 企画総務部 政策企画課 企画担当

ウ 交付方法

直接交付（無料）又はホームページからのダウンロードによる。

(2) 参加表明書

ア 提出書類

様式－1 「参加表明書」 1部

イ 提出方法

① 提出期間

平成27年3月 5日（木）午前8時30分から

平成27年3月13日（金）午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

② 提出先

周南市 企画総務部 政策企画課 企画担当

③ 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

(3) 企画提案書等

ア 提出書類

- ① 提案書 A版 自由様式 7部
- ② 過去の実績を証する書類等 1部
- ③ 様式－2 「配置予定技術者」 1部
- ④ 提出企業のパンフレット 1部

イ 提出方法

① 提出期間

平成27年3月16日（月）午前8時30分から
平成27年3月25日（水）午後5時15分まで
持参による場合の受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時
15分までとする。

② 提出先

周南市 企画総務部 政策企画課 企画担当

③ 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

6 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 様式

様式－3 「質問書」

イ 提出先

周南市 企画総務部 政策企画課 企画担当

ウ 提出方法

持参、送付、ファクス又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）

エ 受付期間

① 参加表明等に関する質問

平成27年3月 5日（木）午前8時30分から

平成27年3月10日（火）午後5時15分まで

② 企画提案書等に関する質問

平成27年3月16日（月）午前8時30分から

平成27年3月18日（水）午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

才 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、参加表明する全ての者に対して、ファクス又は電子メールにより行う。

7 企画提案書の審査及び評価等

(1) 選定委員会

企画提案書等の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「周南市人口ビジョン・総合戦略策定に関する調査・分析業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」において行う。

(2) ヒアリング

企画提案書受付終了後、企画提案についてヒアリングを実施する。ヒアリングの日程及び実施内容については別途通知するものとする。

(3) 結果の通知

審査において、最も優れた企画提案書として選定された企画提案書の提出者(以下「最優秀者」という。)に対し、「特定通知書」によりその旨を通知するものとする。

最も優れた企画提案書として選定されなかった企画提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知する。

8 その他

詳細は、「周南市人口ビジョン・総合戦略策定に関する調査・分析業務委託に係る公募型プロポーザル実施説明書」による。